

審議会等の附属機関における委員の構成の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

(つくばみらい市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市予防接種健康被害調査委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第3条中「し、又は任命」を削り、第5号を削る。

(つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「又は市職員」及び「任命し、又は」を削る。

(つくばみらい市開発審議会条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市開発審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「10人以内」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「3人」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「3人」を削り、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が適当と認める者

(つくばみらい市水道運営審議会条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市水道運営審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

(1) 学識経験を有する者

(2) 加入者を代表する者

(つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命し、又は」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

(つくばみらい市総合計画審議会条例の一部改正)

第6条 つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命し、又は」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

(つくばみらい市下水道審議会条例の一部改正)

第7条 つくばみらい市下水道審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

審議会は、委員12人以内をもって組織する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 受益者を代表する者

(つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の一部改正)

第8条 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

審議会は、委員12人以内をもって組織する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 受益者を代表する者

(つくばみらい市補助金等審議会条例の一部改正)

第9条 つくばみらい市補助金等審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命し、又は」を削る。

(つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例の一部改正)

第10条 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例（平成20年つくばみらい市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例の一部改正)

第11条 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例（平成21年つくばみらい市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「し、又は任命」を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第12条 つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例（平成22年つくばみらい市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「任命し、又は」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(つくばみらい市学区審議会条例の一部改正)

第13条 つくばみらい市学区審議会条例（平成24年つくばみらい市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「し、又は任命」を削り、同条中第4号及び第5号を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(つくばみらい市開発審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第3条の規定による改正後のつくばみらい市開発審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市水道運営審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第4条の規定による改正後のつくばみらい市水道運営審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第5条の規定による改正後のつくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第6条の規定による改正後のつくばみらい市総合計画審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市下水道審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第7条の規定による改正後のつくばみらい市下水道審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第8条の規定による改正後のつくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第10条の規定による改正後のつくばみらい市男女共同参画推進委員会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第11条の規定による改正後のつくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。
(つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第1

2条の規定による改正後のつくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。

(つくばみらい市学区審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第1 3条の規定による改正後のつくばみらい市学区審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

審議会等の委員構成から、原則、市職員・市議会議員を外し、委員構成の適正化を図るため、関係する13条例を一括して改正するものです。

つくばみらい市予防接種健康被害調査委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第76号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(組織) 第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱_____する。 (1)～(4) (略) (削る)	(組織) 第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 市職員</u>

つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第77号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(廃棄物の減量等推進審議会)	(廃棄物の減量等推進審議会)
第7条 市長は、減量等の促進に関する事項を審議するため、諮問機関としてつくばみらい市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。	第7条 市長は、減量等の促進に関する事項を審議するため、諮問機関としてつくばみらい市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。
2~4 (略)	2~4 (略)
5 委員は、市民、事業者及び識見を有する者_____のうちから市長が_____委嘱する。	5 委員は、市民、事業者及び識見を有する者 <u>又は市職員</u> のうちから市長が <u>任命し</u> 、又は委嘱する。
6 (略)	6 (略)

つくばみらい市開発審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第95号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内で組織する。	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(削る)	
(1) 農業委員 <u> </u>	(1) 市議会議員 <u>4人</u>
(2) 学識経験を有する者 <u> </u>	(2) 農業委員 <u>3人</u>
(3) その他市長が適当と認める者 <u> </u>	(3) 学識経験を有する者 <u>3人</u>
	(新設)

つくばみらい市水道運営審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第128号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は12人以内とし、次のとおり市長がこれを委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>加入者を代表する者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は12人以内とし、次のとおり市長がこれを委嘱する。</p> <p>(1) <u>議会を代表する委員 4人</u> (2) <u>加入者を代表する学識経験を有する者 4人</u> (3) <u>各種団体の代表 4人</u></p>

つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第150号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
(組織) 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。	(組織) 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が_____委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が <u>任命し</u> 、又は委嘱する。
(削る) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略)	(1) <u>市議会議員</u> (2) (略) (3) (略) (4) <u>市職員</u>
(削る) 3・4 (略)	3・4 (略)

つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
(委員) 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。	(委員) 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が_____委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が <u>任命し</u> 、又は委嘱する。
(削る)	(1) <u>市議会議員</u>
(1) (略)	(2) (略)
(2) (略)	(3) (略)
(削る)	(4) <u>市職員</u>

つくばみらい市下水道審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第160号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
(組織) 第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。	(組織) 第3条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 2人 (2) 受益者を代表する者 6人 (3) 市議会議員 4人 (4) 市職員 3人
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 受益者を代表する者	(新設)
3 (略)	2 (略)
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)

つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第161号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
(組織) 第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。	(組織) 第3条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。 (1) 学識経験を有する者 2人 (2) 受益者を代表する者 10人 (3) 市議会の議員 4人 (4) 市の職員 3人
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 受益者を代表する者	(新設)
3 (略)	2 (略)
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)

つくばみらい市補助金等審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第165号)新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が_____委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>任命し</u>、又は委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例(平成20年つくばみらい市条例第19号)新旧対照表(第10条関係)

改正案	現行
(委員)	(委員)
第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。	第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
2 (略)	2 (略)
3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。	3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) (略)	(1) (略)
(削る)	<u>(2) 市議会議員</u>
<u>(2) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例(平成21年つくばみらい市条例第4号)新旧対照表(第11条関係)

改正案	現行
<p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱_____する。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>	<p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>市議会議員の代表者</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p>

つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例(平成22年つくばみらい市条例第10号)新旧対照表(第12条関係)

改正案	現行
(つくばみらい市ホテル等建築審議会) 第15条 第4条第3項の規定によるものほか、市長の諮問に応じて、この条例の施行に関する重要事項を調査審議するため、つくばみらい市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)を設置する。	(つくばみらい市ホテル等建築審議会) 第15条 第4条第3項の規定によるものほか、市長の諮問に応じて、この条例の施行に関する重要事項を調査審議するため、つくばみらい市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
2 (略)	2 (略)
3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が_____委嘱する。 (削る) (1) (略) (2) (略) (3) (略)	3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が <u>任命</u> し、又は委嘱する。 (1) <u>市議会議員</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略)
4~9 (略)	4~9 (略)

つくばみらい市学区審議会条例(平成24年つくばみらい市条例第17号)新旧対照表(第13条関係)

改正案	現行
<p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱_____する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>市議会議員</u></p> <p>(5) <u>市職員</u></p>